第17回定時株主総会招集ご通知 交付書面への記載を省略した事項

業務の適正を確保するための 体制及び当該体制の運用状況

株主資本等変動計算書

個別注記表 (2024年8月1日~2025年7月31日)

ブレインズテクノロジー株式会社

本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、上記事項につきましては、法令及び当社定 款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、 「経営理念」に基づいた適切かつ健全な企業活動を行います。
 - 2) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行します。
 - 3) コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する会議体等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行います。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めます。
 - 4)代表取締役直轄の内部監査担当者を選任し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査役に報告します。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等について内部通報制度を構築し、窓口を定め、適切に運用・対応します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理します。
 - 2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとします。
 - 2) リスク情報等については会議体等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行います。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部門が行うものとします。
 - 3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。
 - 2) 取締役会は、当社及び当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとします。
 - 3) 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図ります。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 子会社等を設立又は取得する場合には、企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制 を整備することとします。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。
- ② 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役は、管理部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができます。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとします。
 - 2) 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた管理部の使用人に対し、 監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとします。
 - 2) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。

- 3) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行いません。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

 ※査役がその職務の執行のために费用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に

監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとします。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査役は、内部監査担当者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとします。
 - 2) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとします。

< 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化しております。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消いたします。

管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行います。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っております。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機 関と連携し、有事の際の協力体制を構築いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般の運用

内部統制システム全般の整備・運用状況について、管理部による日常的なモニタリングを行っております。

② 取締役の職務執行

取締役が法令、定款及び社内規程に基づき行動するように努めております。独立役員として、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しており、また、取締役会をはじめとする重要な会議に監査役が出席することで、監査機能を強化しております。当事業年度に取締役会を計14回開催しており、取締役の職務執行の適正性を確保しつつ効率性を高めるため、社外取締役及び社外監査役が常時出席いたしました。取締役及び執行役員は、職務分掌規程、職務権限基準表並びに稟議規程に基づき分担して職務を執行しております。

③ 内部監査の実施

当事業年度、内部監査担当者は内部監査計画に基づき、全ての事業部の業務監査を実施し、法令及び社内規程の遵守状況について代表取締役に報告しております。

④ コンプライアンス体制の運用

コンプライアンスに抵触する事態の発生を防止するため、コンプライアンスの教育・研修を 実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、コンプライアンス規程 に加え、内部通報規程を制定しており、内部通報制度の設置を定めております。内部通報制度 を具体的に運用するために、同制度のご案内を社内イントラネットなどで役員・従業員に周知 し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

⑤ リスク管理体制の運用

リスク管理規程に基づき、業務遂行に係るリスクを把握・評価し、取締役会にて検証を行っております。

⑥ 監査役の職務執行

当事業年度に監査役会を計14回開催した他、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っております。また、会計監査人及び内部監査担当者との定期的な会合を実施し、監査業務における機能連携の強化及び当社のガバナンス強化を図っております。

株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から) (2025年7月31日まで)

(単位:千円)

			株	主 資	i 本			
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金				/は次立 ヘミ
資		次十进进入	資本剰余金	その他利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	合 計	繰越利益剰余金	合 計			
当 期 首 残 高	599,276	564,276	564,276	393,413	393,413	_	1,556,965	1,556,965
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益				133,691	133,691		133,691	133,691
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	19,250	19,250	19,250				38,500	38,500
自己株式の取得						△85,800	△85,800	△85,800
当期変動額合計	19,250	19,250	19,250	133,691	133,691	△85,800	86,390	86,390
当 期 末 残 高	618,526	583,526	583,526	527,104	527,104	△85,800	1,643,356	1,643,356

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法を採用しております。

ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等

償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

丁具、器具及び備品 3~10年

② 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについて

は、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

(2)収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる主な収益に関する履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

- ①フロー収益
 - ・ソフトウエアライセンス販売 ソフトウエアライセンスの販売による収益は、顧客において使用可能となった時点で収益を認識 しております。
 - ・導入支援作業 顧客の要請に基づくカスタマイズ等の導入支援作業については、顧客との契約における履行義務 を充足した時点で収益を認識しております。
- ②ストック収益
 - ・ソフトウエア保守及び利用サービス 役務の提供である製品の保守サービス及びソフトウエア利用サービスの提供による収益は、顧客 との契約における履行義務の充足に伴い、一定期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(ソフトウエアに係る評価)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

ソフトウエア324,970千円ソフトウエア仮勘定3,214千円減損損失- 千円

- (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ①算出方法

当社は、管理会計上の事業区分を最小の単位としてグルーピングを行っております。減損の兆候がある資産グループについては、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識しております。

一部の資産グループについて、減損の兆候があると判断しましたが、割引前将来キャッシュ・フロー が資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、各事業における市場動向及び得意先からの受注予測であります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

28,004千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,945,600株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 120,000株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 170,400株

5. 損益計算書に関する注記

一般管理費に含まれる研究開発費

75,621千円

- 6. 金融商品に関する注記
 - (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針 当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。資金運用においては、短期的な預金に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。
 - ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。 営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。
 - ③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに与信限度額の管理を行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

※「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、現金であること及び短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定し た時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。
- ②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウエア制作費

その他

繰延税金資産合計

61,709千円

4,172千円

65.882千円

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	一時点で移転される財ま たはサービス	一定期間にわたり移転さ れる財またはサービス	合計
フロー収益			
ソフトウエアライセンス販売※	367,709	_	367,709
導入支援作業	429,345	_	429,345
ストック収益			
ソフトウエア保守及び利用サービス	_	458,822	458,822
顧客との契約から生じる収益	797,054	458,822	1,255,876

[※]ソフトウエアライセンス販売の金額には、一般的な評価ライセンス等、ごく短い期間にわたり充足される 履行義務に該当する金額を含めて表示しております。

- 9. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1株当たり純資産額

282円09銭

(2) 1株当たり当期純利益

23円95銭

- 10. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。
- 11. その他の注記該当事項はありません。